

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名 1 かけがえのない個人の尊重

施策主管課 男女共同参画課 総合計画記載頁 165ページ

1 施策の位置付け

政策の柱	VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	政策名 (基本施策名)	25 市民の相互理解と共生のこころを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。
------	-----------------------------	----------------	----------------------	---------------------	--

2 施策の取組状況

施策目標 すべての市民が、平和の尊さを理解し、個人として尊重され、その人権が擁護されています。

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価
	指標1	子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合(%)	単年度目標値	48.7	54.0	55.5	57.0	58.5	
	現状値	52.5%	実績値	52.5	52.2	50.9	53.1	54.1	
	目標値(H29)	60.0%	単年度の達成度	107.8%	96.7%	91.7%	93.2%	92.5%	
指標2		単年度目標値							B
	現状値	実績値							
	目標値(H29)	単年度の達成度							
		単年度目標値							B
	現状値	実績値							
	目標値(H29)	単年度の達成度							

② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	20.1%	20.6%	20.9%	29.6%	31.0%		
	目標値(H29)	29.3%	前年度からの増減	0.5pt	0.3pt	8.7pt	1.4pt			
③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 削減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

◆ 調査結果 / ■ 目標値

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
調査結果(%)	20.1	20.6	20.9	29.6	31.0	29.3

※ 評価の考え方

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」、平成26年1月に改正施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」など、国において法的整備の進捗を受けて、市においても障がい者虐待防止センターの設置、いじめ防止基本方針の策定、第2次配偶者からの暴力対策基本計画の策定等により、一人ひとりの人権を守る環境が整えられてきている。 しかしながら、依然として、児童虐待やDVなど生命や身体の安全に関わる重大な事件が後を絶たず、また、ヘイトスピーチやネットストーカーに対する国の法整備が進む中、LGBT(性的マイノリティ)への理解といった新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 児童や高齢者、障がい者等の虐待やいじめ、DVなど多岐にわたる人権侵害に対する未然防止、相談支援等の施策に継続的に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化し、虐待・DV防止対策に取り組んでいることから、前年度と同水準の評価を得られている。 	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止啓発・相談支援体制の整備、DVの防止啓発・相談から自立支援に至るまでの総合的なDV対策、学校と家庭・地域が一体となった「いじめゼロ運動」の推進に重点的に取り組んでいるが、子どもに対する虐待やDV関連の事件に加え、ヘイトスピーチやインターネットによる人権侵害などが社会問題となっていることから、「子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合」は、ほぼ横ばいの傾向となった。 				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H28 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	人権・平和啓発活動事業		人権・平和に対する意識高揚	市職員、人権擁護委員、市内小学生、市民平和首長会議	・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・人権フェスタの開催 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	500	H16		職員や人権擁護委員の人権意識の向上を図るためには、人権に関する研修の継続的な受講に向け、研修機会を確保することが必要であるため、国や県、人権団体が開催する研修等を周知し、積極的な参加を促すなど、効果的な周知啓発を行っていく。 また、市民への人権啓発をより効果的に行うため、人権週間等イベントにおける啓発パネルの展示や人権擁護委員との連携による周知啓発を引き続き行うとともに、引き続きプロスポーツチームと連携した周知啓発を実施するなど、機会を捉えて更なる啓発活動を行っていく。 また、小学生を対象に実施していた人権講話の対象を中学生にまで広げ、携帯電話安全教室と併せて人権擁護委員による人権講話を実施し、近年問題となっているインターネットやSNS、コミュニケーションアプリなどを利用した人権問題への対応に取り組んでいく。
2	宇都宮人権擁護委員協議会負担金		宇都宮人権擁護委員協議会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会	・人権相談や研究会等の事業運営費の負担	計画どおり	992	-		県央6市町(宇都宮市、鹿沼市、さくら市、上三川町、高根沢町、那須烏山市)の首長推薦のもと法務大臣から委嘱された人権擁護委員の連絡を図り、人権擁護委員が任務を円滑に遂行するため、宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対して引き続き支援していく。
3	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金		人権擁護委員協議会宇都宮部会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	・人権講話、人権相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	352	S30		宇都宮市を職務執行区域とする人権擁護委員間の連絡を図り、委員の活動の充実を図るため、人権講話や人権相談等の宇都宮部会の事業に対して引き続き支援していく。
4	虐待・DV対策連携会議	○	関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	司法・警察・保健医療等関係機関、市関係課	・関係機関等の連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進	計画どおり	97	H26		本会議において、虐待・DVの未然防止には、更なる地域への啓発が必要であるとの提案があったことから、関係機関と連携を図りながら、ポスター・リーフレットを作成し、地域や公共施設に配布するなど、引き続き効果的な周知啓発を図っていく。
5	児童虐待防止事業(再掲)	○★	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、組織で対応	計画どおり	475	H13		児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに、地域や民間企業等との協働により、児童虐待に関する効果的な周知啓発を行い、市民の意識醸成を図る。
6	家庭児童相談室(再掲)	○	家庭における養育力の向上及び児童の健全育成	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・家庭における家庭養育の技術や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関することの相談、助言、指導	計画どおり	596	S40		相談内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性や家庭児童相談室の機能等を含めた相談受付体制の充実強化に努めていく。
7	要支援児童放課後応援事業費補助金(再掲)	○	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得	養育放棄の状況にある要支援児童(小中学生)とその保護者	・基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行うもので、運営団体に対して事業費の一部を補助	計画どおり	3,972	H26		栃木県とのモデル事業として実施していた「要支援児童放課後応援事業」が平成28年度で終了することから、引き続き、養育放棄等の状況にある要支援児童を支援できるよう、平成29年度より市単独による要支援児童健全育成事業として事業を継続していく。 また、支援を必要とする児童の増加に対応できるよう、運営団体の拡大に向け、事業の担い手の確保を図る。
8	養育支援訪問事業(再掲)	○	子育ての不安や過重な負担の軽減	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	・育児・養育に係る相談及び指導並びに養育者の健康相談等の「相談指導」 ・育児又は家事援助	計画どおり	1,949	H22		子育ての相談指導、育児家事援助を行い適切な養育の実施を確保することは、児童虐待の未然防止に有効であるため、引き続き、母子保健事業や各関係機関と連携しながら適切な支援を展開する。
9	高齢者虐待防止事業(再掲)	○★	在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	計画どおり	0	H18		虐待・DV連携対策会議などを活用し、高齢者虐待を防止するための周知・啓発に取り組むとともに、虐待を受けているおそれのある高齢者の情報を把握した場合には、迅速な支援を行っていく。
10	障がい者への虐待防止事業(再掲)	○★	障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	障がい児・者、障がい福祉サービス事業者、市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画どおり	0	H24		引き続き、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図る。 また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいく。 また、29年度から、障がい者等が擁護者などからの虐待により分離が必要な際に、一時的な保護を行う「緊急一時保護事業」を実施する。
11	障がい者週間啓発事業(再掲)	○	障がいや障がい者に対する市民の理解促進	市民	障がいに対する街頭啓発活動の実施	計画どおり	213	H12		市民や民間事業者に対して、障がいへの理解促進を図るとともに、障がい者に対する合理的配慮の提供を促進していくため、引き続き、障がい者週間に合わせ啓発事業に取り組んでいく。

12	女性相談事業	○	女性からの相談体制の充実	市内在住もしくは勤務の家庭内などの問題に悩む女性	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施	計画どおり	901	H18	女性相談件数は緩やかに減少傾向にあるが、相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の一層の向上を図るとともに、関係機関との連携を図っていく。
13	DV対策推進事業	○★	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者 ・DV被害者及び同伴家族 ・大学生	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・啓発パンフレットの配布 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,282	H20	「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、下記の取組を行う。 ・配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、アンケート等をもとに出前講座の必要性等のPRを行い、実施校の拡大に取り組む。 ・一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と同伴家族の心身回復や早期自立を図るため、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施する。 ・関係部署・関係機関等と連携し、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を行う。
14	民間団体DV被害者支援事業補助金	○	DV被害者の安全確保と早期の自立支援	認定特定非営利活動法人ウィメンズハウスとちぎ	・民間団体が行うDV被害者支援事業(民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業)に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の補助	計画どおり	800	H22	DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への補助は有効な手段であることから、今後も支援していく。
15	いじめゼロ運動の実施(再掲)	○★	いじめの根絶に向け、心を育む教育や児童生徒を主体とした取組の推進	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	いじめゼロポスターの配付、いじめ根絶集会の実施、いじめゼロポスターコンクールの実施・表彰、受賞作品を活用したポスターの作成・配布	計画どおり	289	H20	いじめが大きな社会問題となっていることから、市いじめ防止基本方針に基づき、心を育む教育や児童生徒を主体とした取組の充実を図るなど、「いじめゼロ運動」を推進していく。 また、いじめ等の問題行動に対して、総合的な判断に基づき組織的に児童生徒指導ができるよう、市及び各学校いじめ防止基本方針の改訂を行うとともに、児童生徒指導強化連絡会による事例研究や、校内研修を充実させるなど、教職員の対応力を強化していく。
16	平和のつどい実行委員会交付金		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催や小学校における平和の語り継ぎ講演会の実施のための交付金の交付 ・宇都宮空襲体験等の語り継ぎ講演会の映像記録・保存および配信	計画どおり	400	H12	市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要ことから今後も継続して支援していく。 平和のつどいに関しては、更に充実した事業となるよう、効果的なプログラムの編成や事業の積極的な周知等の支援を行っていく。 平和の語り継ぎ講演会の講師となる戦争体験者の高齢化による語り手の減少が課題であることから、記録・保存した講演会の映像を活用するとともに、語り手育成事業を実施している他自治体の取り組み事例等を参考にしながら次世代への継承に取り組んでいく。
17	平和親善大使広島派遣事業交付金		平和教育の推進	市内中学生	・市内中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・中学校における平和語り部講演会の実施 ・平和語り部講演会の映像記録・保存	計画どおり	2,534	H12	平和の尊さへの思いの継承を図るため、引き続き、平和親善大使として中学生を広島市へ派遣する。また、派遣生徒以外の生徒にも広く啓発を図る必要があることから、引き続き、市内中学校において平和語り部講演会を実施するとともに、派遣生徒による積極的な学校での報告等を促す。
18	平和啓発事業推進補助金		平和の尊さに対する意識高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	計画どおり	60	H21	市民に広く平和意識の醸成を図るため、市民主体の取組を進めていく必要があることから、引き続き支援を行う。
19	宇都宮市戦没者追悼式		戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝承	市民(戦没者遺族・海外引揚死没者遺族・公務殉職者遺族・戦災殉職者遺族等)	・平和への思いを新たにし、戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないよう戦没者追悼式を開催	計画どおり	619	S48	多くの市民が平和への思いを新たにし、戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないよう、関係各課の協力を得ながら継続的に開催していく。
20	宇都宮市遺族会連合会補助金		戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進	市遺族会連合会	・市遺族会連合会の事業に対する補助	計画どおり	628	H25	戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進を図るため、市遺族会連合会の活動が充実するよう、支援を継続する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆施策「かけがえのない個人の尊重」については、平成28年度市民意識調査において「重要度は高い」との結果がみられることから、引き続き市民・社会ニーズに応じていくことが求められている。</p> <p>◆子どもから高齢者、障がい者等の人権が尊重され、いきいきと生活することができる社会にするために、人権侵害に対する未然防止、相談支援等の施策を充実させていく必要がある。</p> <p>◆DV被害や児童虐待等の複合的な事案など相談内容が多様化・複雑化しているため、それらに迅速かつ適切に対応できるよう関係機関や地域等の連携を強化する必要がある。</p> <p>◆いじめ根絶のためには、児童生徒を主体とした取組や、家庭や地域と連携を図り、社会全体で児童生徒を見守る取組などを着実に推進するとともに、個に応じた指導の充実を図るため、小・中学校の教職員が連携して組織力や対応力の強化を図る必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆人権に関する意識を高めるとともに、新たな人権課題への対応を図るため、市民生活のあらゆる場面における啓発や各分野における庁内外の関係機関、地域との連携などの充実により、一層の施策推進に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「虐待防止対策の強化」については、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関・地域等との連携により効果的な周知啓発を行なう。また、多様化・複雑化する相談内容に迅速かつ適切に対応できるよう、市関係課・関係機関等の連携をより一層強化し、相談・支援の充実を図る。 ◆「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、平成26年3月に策定された「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、市関係課・関係機関等の連携をより一層強化し、DVの未然防止、相談体制の充実、被害者の自立支援等のDV対策の推進を図る。また、ネットストーカーや性暴力といったDV以外の課題についても対応していく。 ◆「いじめゼロ運動の推進」については、いじめは大きな社会問題となっていることから、市いじめ防止基本方針に基づき、心を育む教育や児童生徒を主体としたいじめ根絶集会等の取組の充実を図るとともに、家庭や地域との連携により社会全体で児童生徒を見守るなど、「いじめゼロ運動」を推進していく。また、いじめ問題に対して、全教職員が共通認識を持って対応できるよう、市及び各学校いじめ防止基本方針の改訂を行うとともに、児童生徒指導強化連絡会による事例研究や、校内研修を充実させるなど、教職員の対応力を強化していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>